

宮前区市民提案型総合情報発信事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区における地域の文化、自然等の資源（地域資源）の価値を改めて見出すとともに、地域資源を活用して当該地域の魅力を高め、区民が愛着を持って地域資源を継承していくため、宮前区の区域内で事業活動その他の活動を行う団体（以下「団体」という。）と宮前区役所が協働して区の魅力を情報発信する目的で事業に取り組む、宮前区市民提案型総合情報発信事業（以下「提案型総合情報発信事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 この要綱において、提案型総合情報発信事業とは、一定の要件を満たす団体から事業提案を受け、選定された事業を提案した団体と協働して実施する事業をいう。

(提案団体の要件)

第3条 事業提案をできる団体は、宮前区の区域内において事業を実施できる団体で、かつ、次の要件を満たすものとする。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること
- (2) 予算及び決算を適正に管理していること
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること
- (4) 団体又はその代表者が租税を滞納していないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に規定する行為をしている者でないこと
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(9)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

- (11) 上記（8）（9）（10）を確認するため、川崎市が個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意していること。
- (12) 公序良俗に反しない団体であること

(事業の対象)

第4条 提案型総合情報発信事業において対象となる事業は、区の魅力の効果的な発信のために実施する事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - (1) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助等を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
 - (2) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
 - (4) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
 - (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
 - (6) 公序良俗に反するもの

(事業提案の方法)

第5条 事業を提案しようとする団体は、次に掲げる書類を、別に指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 企画提案書（第1号様式）
- (2) 経費見積書（第2号様式）
- (3) 団体概要書（第3号様式）
- (4) 確認書（第4号様式）
- (5) その他、別に指定する書類

(事業経費の支出)

第6条 事業経費の額は、事業を実施するために必要な経費を支払うものとし、年度ごとの予算の範囲内において、区長が別途定める。

(事業の決定)

第7条 区長は、川崎市附属機関設置条例別表第1に定める川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、その意見を尊重して、提案型総合情報発信事業の実施の可否を決定する。

- 2 区長は、企画提案書を提出した団体にその結果を通知するものとする。

(審査委員会)

第8条 前条に定める審査委員会において、会長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 審査委員会の庶務は、宮前区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(協定締結)

第9条 前条の規定により実施が決定した事業について、第6条に規定する事業経費の支出に先立ち、事業を提案した団体と区長は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議した上で、協定を締結する。

2 区長は、前項に規定する協議がまとまる見込みがないと認めるときは、事業実施の決定を取消し、その理由を提案団体に通知するものとする。

(事業期間)

第10条 事業期間は、単年度とする。ただし、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同様の事業の提案は、事業開始年度を起点として3年度を限度とする。

(事業内容の変更等)

第11条 事業を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）は、事業の内容変更又は中止をしようとするときは、その理由を明らかにして、速やかに区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、諾否を決定し、事業実施団体に通知するものとする。

(実施状況の確認及び調査)

第12条 区長は、必要に応じて事業の実施状況の確認及び調査を行い、又は事業実施団体に報告を求めることができる。

2 区長は、前項の規定に基づく確認及び調査の結果、必要な場合に指導、助言等をし、又は事業の是正、区が負担する費用の減額を求めることができる。

(実施結果の報告)

第13条 事業実施団体は、事業が完了したときは、速やかに実施結果報告書（第5号様式）、その他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 事業実施団体は、事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(情報公開等)

第15条 第5条の規定により提出された企画提案書（第1号様式）及び経費見積書（第2号様式）等について、公表することができるものとする。

- 2 第7条及び第8条の規定により採用した事業については、前項の規定に加え、実施結果報告書（第5号様式）等について、公表することができるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）で定める不開示情報は、公表しないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

宮前区市民提案型総合情報発信事業 企画提案書

年　月　日

（あて先）川崎市宮前区長

（提案団体）

所在地

団体名

代表者名

宮前区市民提案型総合情報発信事業について、次のとおり提案します。

事業名	
事業経費	円（うち川崎市の負担金額　円）
事業目的	
事業内容	（事業概要、対象（どこで、誰に）、手法（いつ、どのように、何を）など具体的に）
事業期間	年　月　日～年　月　日
実施スケジュール	
役割分担	【提案団体の役割】
	【宮前区役所の役割】（区役所に担ってもらいたい役割を記載してください）
事業終了後の展開	
特にアピールしたいこと	（取組のアピールポイント、団体が有する専門的な知識や経験、発信力、実施能力など）

第2号様式（第5条関係）

経費見積書

収入

項目	金額	内訳
川崎市の負担金		
総合計		

支出

項目	金額	内訳
総合計		

※経費内訳は、明細を記入するなどできるだけ詳しく記入してください。

※この様式に書ききれない場合には、任意の様式に必要事項を記入してください。

第3号様式（第5条関係）

団体概要書

団体名	(ふりがな)	
所在地など	(住所) 〒 <input type="checkbox"/> 専用事務所 <input type="checkbox"/> 住居兼用 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	
	団体HPアドレス	
代表者氏名	(ふりがな)	
担当者連絡先	(ふりがな)	
	(住所) 〒	
	電話	
	携帯電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	
設立年月日	年 月 日	
法人格取得	有(年 月 日) ・ 無	
会員数	人 (年 月 日現在)	
団体の活動目的		
主な活動内容		
委託事業、補助金・助成金などの実績	(これまでに川崎市又は国、地方公共団体及びそれらの外郭団体の事業を受託し、又は補助金・助成金の交付を受けたことがある場合は、事業名・事業内容・委託契約先・受託時期を記載してください。)	

川崎市暴力団排除条例に基づく調査

第1次審査の際に、川崎市暴力団排除条例第7条に基づき調査を行います。役員（役職者等）及び本提案事業の実施にかかるメンバー全員の記入をお願いします。

役職 名	氏名		生年月日				性別	住所
	カナ	漢字	元号	年	月	日		

※この様式に書き切れない場合は、別の用紙（様式自由）に記載してください。

第4号様式（第5条関係）

確 認 書

年 月 日

（あて先）川崎市宮前区長

（提案団体）

所在地

団体名

代表者名

団体は、次のすべての事項に該当していることを確認します。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること。
- (2) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること。
- (4) 団体又はその代表者が租税を滞納していないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（9）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (11) 上記（8）（9）（10）を確認するため、川崎市が個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意していること。
- (12) 公序良俗に反しないこと。

第5号様式（第13条関係）

年　月　日

実施結果報告書

(あて先) 川崎市宮前区長

団体名	
代表者名	

1 事業結果

事業名	
事業期間	年　月　日～年　月　日
実施結果	(実施内容や手法、回数、参加人数、成果物などを具体的に)
事業総括	(事業目的の達成度や、事業を実施したことによって生じた効果、参加者の反応など)
事業展望	(提案事業終了後の展望や事業継続に対する考え方)

※補足事項がある場合は、別の用紙（様式自由）を添付することも可能です。

2 決算内訳

(1) 収入

項目	決算額（円）	内訳
川崎市の負担金		
合計		

(2) 支出

項目	決算額（円）	内訳
合計		

※項目が多い場合は行を増やすか、別の用紙（様式自由）に記載してください。

※支出に係るすべての領収書を提出してください。